

日本馬術連盟 馬アンチ・ドーピングおよび治療規制に関する規程の一部改定について（新旧対照表）

改 定 案	現 行
<p>日本馬術連馬アンチ・ドーピングおよび治療規制に関する規程</p> <p>（簡易処分手続き）</p> <p>第 22 条</p> <p>（2）当該馬管理責任者は、違反が疑われている事例以前の <u>4</u> 年間に於いて審理中または結審した事例の当事者ではないこと。</p> <p>（FEI による処分の効力）</p> <p>第 28 条 FEI-EADCMR の違反者に対して FEI が科した処分（暫定資格停止を含む）は、本規程に定める諸手続きを経ることなく JEF 競技会および JEF の行事において自動的に適用される。</p> <p>2 JEF 競技会に併せて実施する FEI 競技において違反があったとき、<u>JEF 競技会中の JEF 各競技</u>における処分については、第 17 条を適用する。</p>	<p>日本馬術連馬アンチ・ドーピングおよび治療規制に関する規程</p> <p>（簡易処分手続き）</p> <p>第 22 条</p> <p>（2）当該馬管理責任者は、違反が疑われている事例以前の 8 年間に於いて審理中または結審した事例の当事者ではないこと。</p> <p>（FEI による処分の効力）</p> <p>第 28 条 FEI-EADCM の違反者に対して FEI が科した処分（暫定資格停止を含む）は、本規程に定める諸手続きを経ることなく JEF 競技会および JEF の行事において自動的に適用される。</p> <p>2 JEF 競技会の中の一競技として実施する FEI 競技において違反があったとき、当該競技会中の JEF 競技における処分については、第 17 条 2 および 3 を適用する。</p>